

第 4 9 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和 3 年 3 月 5 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 3 年 3 月 5 日、第 4 9 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	河 嶋 重一郎	8 番	竹 本 繁 夫
2 番	松 岡 秀 人	9 番	柴 田 幹 夫
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	山 口 純	1 1 番	高 井 國 年
5 番	小 林 博	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	石 野 光 市	1 3 番	前 川 裕 量
7 番	木 村 いづみ	1 4 番	北 山 孝 彦

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	野 邊 正 彦	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	尾 崎 俊 也	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	三 木 雅 人	地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造
住 民 生 活 課 長	大 塚 久 典	健 康 福 祉 課 長	谷 岡 周 和
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	松 田 清 彦		

○議事日程

第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
第 2	会 期 の 決 定
第 3	諸 報 告
第 4	議 案 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号））
第 5	議 案 第 2 号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について
第 6	議 案 第 3 号 中播北部行政事務組合への加入について
第 7	議 案 第 4 号 福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
第 8	議 案 第 5 号 行政手続に関する押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について
第 9	議 案 第 6 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第 1 0	議 案 第 7 号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議 案 第 8 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基

			準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整備に関する条例について
第 1 2	議案第 9 号		福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 1 0 号		福崎町第 3 次障がい者プランの策定について
第 1 4	議案第 1 1 号		第 8 期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
第 1 5	議案第 1 2 号		令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 7 号）について
第 1 6	議案第 1 3 号		令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 7	議案第 1 4 号		令和 2 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 1 8	議案第 1 5 号		令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 9	議案第 1 6 号		令和 2 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 0	議案第 1 7 号		令和 3 年度福崎町一般会計予算について
第 2 1	議案第 1 8 号		令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 2	議案第 1 9 号		令和 3 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 3	議案第 2 0 号		令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 2 4	議案第 2 1 号		令和 3 年度福崎町水道事業会計予算について
第 2 5	議案第 2 2 号		令和 3 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 2 6	議案第 2 3 号		令和 3 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 2 7	議案第 2 4 号		令和 3 年度福崎町工業団地造成事業会計予算について
第 2 8	議案第 2 5 号		福崎町道路線の廃止及び認定について
第 2 9	議案第 2 6 号		教育長の任命について

○本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号））
第 5	議案第 2 号	市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について
第 6	議案第 3 号	中播北部行政事務組合への加入について
第 7	議案第 4 号	福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
第 8	議案第 5 号	行政手続に関する押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について
第 9	議案第 6 号	福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第 1 0	議案第 7 号	福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 8 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整備に関する条例について
第 1 2	議案第 9 号	福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

第 1 3	議案第 1 0 号	福崎町第 3 次障がい者プランの策定について
第 1 4	議案第 1 1 号	第 8 期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
第 1 5	議案第 1 2 号	令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 7 号）について
第 1 6	議案第 1 3 号	令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 7	議案第 1 4 号	令和 2 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 1 8	議案第 1 5 号	令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 9	議案第 1 6 号	令和 2 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 0	議案第 1 7 号	令和 3 年度福崎町一般会計予算について
第 2 1	議案第 1 8 号	令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 2	議案第 1 9 号	令和 3 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 3	議案第 2 0 号	令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 2 4	議案第 2 1 号	令和 3 年度福崎町水道事業会計予算について
第 2 5	議案第 2 2 号	令和 3 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 2 6	議案第 2 3 号	令和 3 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 2 7	議案第 2 4 号	令和 3 年度福崎町工業団地造成事業会計予算について
第 2 8	議案第 2 5 号	福崎町道路線の廃止及び認定について
第 2 9	議案第 2 6 号	教育長の任命について

開会及び開議

議長 皆さん、おはようございます。

第 4 9 5 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まだまだ朝夕は寒い日が続いておりますが、日ごとに春のきざしを感じられる季節になってまいりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、引き続き感染防止対策を行う中での本定例会開催となります。会議中は、発言時を含め、マスクの着用をお願いします。なお、演壇、質問席及び議長席については、マウスシールド等の着用を可とします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置していますのでご利用ください。議場に入場される方の検温を実施していますので、ご協力をお願いします。感染症の予防及び拡大防止に配慮して、運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

さて、本定例会に提案されます案件は、議案第 1 号から議案第 2 6 号までの議案 2 6 件であります。令和 3 年度予算をはじめ、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。よって、第 4 9 5 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第４９５回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

議長 日程第１は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第１２７条の規定により議長が指名いたします。

５番、小林 博議員

１２番、城谷英之議員

以上の両議員にお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

議長 日程第２は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る２月２６日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から３月２５日までの２１日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から３月２５日までの２１日間といたします。

日程第３ 諸報告

議長 日程第３は、諸報告であります。
１２月１７日の第４９４回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

１月１１日、文化センターにおいて、令和２年度成人式が行われ、議長がお祝いの言葉を述べてまいりました。

２月１５日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会及び兵庫県町議会議長会評議員会議が開催され、議長が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書が、議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、議案第１号、専決処分の承認を求めることについて（令和２年度福崎町一般会計補正予算（第６号））から、議案第２６号、教育長の任命についてまでの２６件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
長 皆さん、おはようございます。

第495回福崎町議会定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年3月議会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今年に入り、厳しい寒さの日が続きましたが、2月中旬になりますとようやく寒さも和らぎ、日差しの中にも温かさが感じられるようになってまいりました。これから、春寒も次第に緩み、桜の季節を迎えることとなりますが、本格的な春の訪れを楽しみにしています。

昨年3月議会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、議会の日程を変更していただくなど、配慮をした中での議会開催であったと記憶しております。その後は、4月に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、一旦は収まったかに見えたのですが、その後、第2波、第3波と後になるほど感染者数が増加し、大きな波となりました。そして、今年に入り再び緊急事態宣言が発出されました。ここにきてようやくその効果が現れてきたようで、感染者数は確かに減少はしてきましたが、そのペースは鈍くなっているようにも見えます。2月28日をもって兵庫県を含む6府県の緊急事態宣言は解除されましたが、ここで気を緩めると元の木阿弥になりかねません。今が正念場ではないかと思っております。

住民の皆さんには、この1年間大変ご苦勞をおかけしました。日常生活での不要不急の外出自粛が要請され、マスク、消毒液も一時期はなかなか手に入りませんでした。学校も休業を余儀なくされました。事業者の皆さんには休業や営業時間の短縮に協力をしていただきました。また、医療・介護従事者の皆さんは、感染リスクと闘いながら年末年始も関係なく、患者や利用者と向き合ってくださいました。皆さんの協力によって乗り切ることができた1年だったと感謝しております。

国、県、町では、それぞれの役割の中でコロナ対策の取組を進めてきました。福崎町が主体となり、既に実施済み、または実施中、そしてこれから実施する予定の新型コロナウイルス感染症対策事業は、令和2年度総額で約5億800万円になります。個人や事業者への給付事業につきましては、全ての対象者にいきわたるように、引き続き取組を続けます。

一方で、ようやく新型コロナウイルスワクチンの接種事業が始まりました。本町におきましては、健康福祉課を中心に、全庁を挙げて取り組むべく準備を進めています。まず、医療従事者の方、次に4月下旬から高齢者に接種をしていただく予定としております。今回のワクチンは、一定期間を空けて2回の接種が必要となります。対象者は16歳以上となっていますので、対象者全員に接種するには相当な時間がかかります。令和3年度の中で、最も緊急かつ重要な事業の一つでありますので、郡の医師会ともしっかりと連携を図り、全力で取り組んでまいります。

さて、去る1月18日に召集された第204回通常国会において、菅内閣総理大臣の施政方針演説が行われました。その中で、私が町との関連が深く、特に重要だと考えることについて、思いを述べさせていただきます。

一つ目は、新型コロナウイルス対策であります。このことは先ほど触れました。

二つ目は、「我が国の長年の課題に答えを」であります。菅総理は、次の成長の原動力はグリーン社会の実現とデジタル改革だと述べています。まず、205

0年カーボンニュートラルの宣言です。二酸化炭素の排出と吸収が、プラスマイナスゼロとなるような社会をつくるということです。このことは、口約束ではなく、必ず達成すべきであります。近年の集中豪雨の頻発化、台風の大型化の大きな原因は、温室効果ガスによる地球温暖化によるものであることは疑う余地はないと思います。温室効果ガスを全体としてゼロとし、将来を担う子どもたちに住みよい環境を残すことは、私たち大人の責務であります。今議会には、中播北部行政事務組合へ加入する議案を提出しています。神崎郡3町で建設するごみ処理施設についても、地球温暖化防止に寄与するような施設であるべきだと考えており、このことは組合に伝えていきたいと思っております。

デジタル改革については、今年の秋にデジタル庁が創設されます。全国規模のクラウド移行に向け、今後5年間で自治体のシステムも統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を図ることとしています。本町におきましても電子決裁への取組を進め、ペーパーレス化を図ります。また、住民からの届出、申請に関しても押印見直しを進めます。

三つ目は、「地方への人の流れをつくる」であります。東京一極集中の是正、地方の活性化は長年叫ばれてきた課題です。この課題解決のために、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を各市町が策定し、取組を進めてきましたが、その効果が現れてきているとは言える状況ではありません。けれども、東京圏と言われる1都3県の消費額は全国の3割にすぎません。残りの7割の消費は地方ですので、地方が元気にならなければ日本全体が元気になりません。その起爆剤が農業と観光だと菅総理は述べています。

我が国の農産物は、アジアを中心に諸外国で大変人気がありますので、我が国の農業に大きな可能性があることは間違いないと思っております。観光も同様であります。我が国には外国から見て魅力ある自然、気候、文化、食がそろっています。日本の日常が外国人には珍しく、興味があり、それらを体験したいようであります。また、日本国内からお客様を迎えることも大事です。その地域でしかできない体験を求める旅は、国内旅行者にも人気となっていますので、地域の魅力を発信していかなければなりません。

今は、農業と観光が福崎町を支える産業とまではいきませんが、将来は我がまちの面白い存在になる要素は十分にあると思っております。そのほかにも、少子化対策と社会保障の将来などに触れられていますが、国・県の動向に注視しながら町政に取り組みます。

さて、本議会に提出する令和3年度予算は、第5次総合計画の実現と福崎町総合戦略の取組を進めるとともに、行政改革の不断の取組により、人口減少・少子高齢社会であっても、創意と工夫で輝くまちを築いていくための予算となるよう編成しています。

一般会計予算の総額は、82億6,300万円で、対前年度比1,700万円、率にして0.2%の減となりました。特別会計を合わせた総額は、対前年度比12億1,440万円、率にして7.6%の増となる171億3,000万円を計上しております。

各課が取り組む主な事業は、次のとおりです。

総務課です。町制施行65周年を迎えるに当たり、先人の功績に感謝するとともに、町政のさらなる発展を願い記念事業を展開します。5月3日には記念式典、8月29日には夏期巡回ラジオ体操を行います。任期満了に伴う福崎町議会議員選挙を執行します。また、兵庫県知事選挙、衆議院議員総選挙が実施されます。いずれも大切な選挙です。正確で公平・公正な執行を図ります。職員のモチベー

ションを上げるため、人事評価に基づく給与等への反映をより一層推進します。また、会計年度任用職員についても能力評価を実施し、次期更新時にその評価を参考とします。友好都市岩手県遠野市との交流事業については、遠野市の産業まつり及び福崎秋まつりにおいて、それぞれの特産物の販売を行い、文化、教育、観光など交流を継続し、友好の絆を深めていきます。

企画財政課です。令和３年度の本町の予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による町税等の減収や地方債の元金償還額の大幅な増加を踏まえ、重点事業・新規事業を除く予算規模の圧縮や歳出削減をしつつ、第５次総合計画の実現と、福崎町総合戦略の取組を進めるとともに、創意と工夫で輝くまちを実現することを基本に予算編成を行いました。健全な財政運営について、各種事業を進める一方で、中長期的な見通しを念頭に置きながら、第６次行政改革実施計画に沿って改革に取り組みます。

税務課です。貴重な自主財源である町税において、税目ごとの課税客体の的確な把握と課税に努めます。あわせて、国税徴収法・地方税法・町税条例並びに債権管理条例などの規定に基づき、適正な滞納整理、債権管理を行うことにより、徴収率の一層の向上を目指します。要望の多かった納税環境の整備では、令和３年５月からのコンビニエンスストアでの納付や、スマホアプリを使った決済を導入することで、納税者への利便性向上を図ります。

地域振興課です。自立（律）のまちづくり交付金事業は、第３期の３年目となります。引き続き参画と協働で進める地域の環境保全・防災・福祉活動など、自立に向けた集落活動を支援していきます。観光振興では、両観光交流センターのにぎわいづくりに努めます。妖怪ベンチの増設や４月稼働開始予定の観光アプリを活用した誘客、周遊観光の促進を図ります。また、辻川山公園のガジロウ効果などで増加する観光客に対応するため、新たな駐車場を整備し、来訪者の利便性の向上に努めます。

住民生活課です。マイナンバーカードの取得促進を図るため、引き続き写真撮影の無料サービスや休日受付窓口の開設を行います。通学路の安全性の向上や防犯対策として防犯灯を設置するほか、凍結防止ミラーの設置や通学路にグリーンベルトを設置するなど、児童生徒の通学の安全確保に努めます。

ごみ処理については、くれさかクリーンセンターでは、令和３年度末の廃炉に向け、中継施設整備工事を実施します。神崎郡３町で取り組む次期ごみ処理施設については、建設候補地が決定しましたので、施設整備基本計画の策定、測量・地質調査、生活環境影響調査等に取りかかり、着実に事業を進めます。防災対策について、近年の自然災害を踏まえ、防災力強化と減災を図るため、防災資機材の充実や自主防災組織の育成強化に努めます。

健康福祉課です。コミュニティバス事業については、かねてから住民要望の強かった加西市方面への運行を、火曜日、木曜日の週２回実施します。また、市川町との連携バスについては、定時定路線型運行から全域デマンド型運行に移行します。妊婦が安心して妊娠期を過ごし、陣痛や急な体調不良などにより受診が必要となった際に、安全で速やかに受診することができるよう、マタニティタクシー事業を実施します。

「第３次食育推進計画・健康増進計画・第２次自殺対策計画」については、昨年度に引き続き、策定に取り組みます。住民の健康寿命の延伸を図るため、４０歳以上対象の保健事業と６５歳以上の介護予防事業を一体的に実施します。具体的には、国保データベースシステムを活用し、低栄養、健康状態不明者などのハイリスク高齢者への個別的支援や、地域ふくろうの会など、通いの場でのフレイ

ル予防の普及啓発を行います。

農林振興課です。農業委員会では、許認可業務のほか、農地利用最適化推進業務を通じ、耕作放棄地対策や担い手への農地の利用集積を進めます。各集落において、5年後、10年後の地域の農業がどうあるべきか、地域の皆様で考え取り組んでいただく「人・農地プラン」の策定をさらに推進します。福崎町特産のもち麦については、もち麦産地振興協議会が大学との連携などを通して、もち麦の健康機能性を生かしたブランド戦略を進めます。

農地基盤整備では、工事中の高岡福田ほ場整備事業に加え、山崎地区ほ場整備事業についても、さらなる推進を図ります。ため池整備事業では、決壊防止対策として、三谷池の本体工事を進めます。また、直谷池についても事業化に向け取組を進めます。

まちづくり課です。道路整備では、各集落内の道路の改修や通行に支障を来す危険箇所の解消に向けて整備を進めていきます。国の交付金事業を活用し、福崎駅田原線の延伸工事並びに千束新町線改良工事に着手します。また、西治長野線などの舗装修繕を行います。道路照明のLED化、信号交差点への地名表示などにも計画的に取り組めます。

河川整備事業では、県と協力しながら、市川、七種川の草刈りなど環境整備を行うほか、国の緊急しゅんせつ推進事業を活用し、直谷川や大内川などの堆積土砂のしゅんせつなどを実施します。まちづくり事業では、JR西日本が実施する福崎駅のバリアフリー事業に対し、補助を行います。空き家対策については、空き家等情報バンクへの登録をPRし、空き家の利活用を図ります。また、空き家等対策審議会と協議しながら、特定空き家に対し、指導・助言・勧告等を行います。

上下水道課です。水道事業では、老朽化した西谷地区の配水管更新工事、工業団地配水池と加圧ポンプ所の監視制御装置更新工事を実施します。また、前年度に実施しました東部工業団地配水池送水管更新工事跡の舗装本復旧を行います。下水道事業では、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、福崎浄化センターの膜カートリッジ更新工事やマンホールポンプの通信装置改築工事を実施します。また、雨水幹線整備事業につきましては、川すそ雨水幹線及び直谷第2雨水幹線工事を進めていきます。

工業団地整備室では、現在進めています東部工業団地造成工事の用地売却を行い、企業立地による産業の活性化を図ります。

学校教育課では、福崎町学校施設等長寿命化計画に基づく福崎小学校北校舎の長寿命化改良工事を継続して行います。また、全ての学校で児童生徒が快適な学校生活を送ることができるよう、洋式トイレの整備を進めます。令和4年の完成を目指し、令和3年度は設計に取りかかります。

文部科学省のGIGAスクール構想で整備した校内Wi-Fi環境と児童生徒一人一台端末を使い、授業支援ソフトを有効に活用しながら、新しい時代の学校教育を推進します。英語力をしっかりと身につけてもらうことを目的に、中学3年生を対象に英語検定の受験者に補助金を支給します。友好都市遠野市へ福崎町内小学生が訪問し、「日本民俗学の父柳田國男」を軸とした児童交流を引き続き実施します。

社会教育課です。第42回山桃忌は、「柳田國男と『海上の道』」をテーマに、講演会やシンポジウムを行うほか、沖縄の民俗芸能を上演し、「柳田國男生誕の地福崎町」を広く発信します。柳田國男・松岡家記念館では、松岡映丘生誕140年に向け、2回の画稿展を開催、また、資料調査・整理作業を進めます。大庄屋三木家住宅では、令和2年度に整備した展示兼収蔵施設において、貴重な資料

を公開・活用するとともに、副屋を地域に親しまれる宿泊・飲食施設として活用することにより、文化財を地域総がかりで継承する仕組みづくりに取り組みます。

エルデホールでは、老朽化に伴う調光装置の更新とＬＥＤ化を推進し、地域の文化振興・芸術創造の機会提供を担う施設として、自主公演の企画・運営に努めます。野外センターでは、令和２年度に引き続き照明設備のＬＥＤ化に取り組み、安全・快適な施設管理に努めます。

さて、今議会に提出した議案は２６件です。

議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」は、令和２年度福崎町一般会計補正（第６号）で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る各種経費を追加するもので、特に緊急を要するため、やむを得ず行った専決処分の承認を求めるものです。

議案第２号「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について」は、同組合議員の任期満了に伴う人事案件で、新たに１８名を推薦することについて議会の同意を求めるものです。

議案第３号「中播北部行政事務組合への加入について」は、一般廃棄物処理施設の建設に関する事務を神崎郡３町で共同処理するため、令和３年７月１日から中播北部行政事務組合に加入することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第４号から議案第９号は、いずれも上位法令の改正などに伴う関係条例の新規制定及び一部改正で、「福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を新規に制定し、「福崎町国民健康保険税条例」、「福崎町介護保険条例」、「福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例」をそれぞれ一部改正し、「行政手続に関する押印の見直し」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正」に伴う関係条例を整備することについて議会の議決を求めるものです。

議案第１０号及び議案第１１号は、「福崎町第３次障がい者プラン」及び「第８期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定するため議会の議決を求めるものです。

議案第１２号「令和２年度福崎町一般会計補正予算（第７号）について」から議案第１６号「令和２年度福崎町下水道事業会計補正予算（第２号）について」までは、令和２年度の各会計の補正予算で、一般会計の歳出で主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業や新生児世帯応援給付金事業など、感染症対策に係る各種支援事業の増などです。

議案第１７号「令和３年度福崎町一般会計予算について」から議案第２４号「令和３年度福崎町工業団地造成事業会計予算について」までは、令和３年度の当初予算で、一般会計では、歳入歳出の総額をそれぞれ８２億６，３００万円としています。主な事業については、予算に関する概要書に主要事業として、拡充、新設、行革などを明示しながら一覧表としていますのでご覧ください。

議案第２５号「福崎町道路線の廃止及び認定について」は、橋梁撤去などによる廃止並びに民間による宅地造成の実施や福崎東部工業団地造成事業に伴う、区内道路を新たに認定することについて議会の議決を求めるものです。

議案第２６号「教育長の任命について」は、現教育長、高橋渉氏の任期が令和３年３月３１日付で満了するため、さらに同氏を任命することについて議会の同意を求めるものです。

以上、人事案件が２件、条例制定が１件、条例改正が５件、計画策定が２件、予算で補正予算、当初予算合わせて１４件、その他２件の全２６件となっています。

詳細説明は、副町長、担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

議 長 ただいま町長からの上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号））

議 長 日程第 4、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号））を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号））を、1 月 25 日付で地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりその内容を報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチンの接種事業を実施するに当たり、主にその体制を確保する整備費として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 360 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 106 億 3,590 万円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書歳出の 3 ページ、4 ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 5 議案第 2 号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について

議 長 日程第 5、議案第 2 号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第 2 号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について、ご説明申し上げます。

本議案は、本年 4 月 30 日に任期満了となる市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選出を行うため、組合同規約第 6 条の規定に基づき、田原、八千種、福崎地区の各選挙区から推薦された方について議会の同意を求めるものです。

本組合は、市川町、福崎町、姫路市、加西市で組織し、関係市町の共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理しています。組合議員の定数は 50 人で、関係市町の長 4 人と残りの 46 人は入会権のある地区から 1 人ずつ推薦され、各市町の議会の同意を得て就任することとなっており、任期は 4 年となっております。福崎町の選挙区の議員定数は、田原地区 12 人、八千種地区 5 人、福崎地区 1 人の計 18 人となっております。

議案第 2 号資料には、本組合の概要を添付しておりますので、ご参照ください。

提案させていただく方々は、記以下の方々と、指名のみ朗読させていただきます。岡田康弘氏、牛尾虎一氏、福永千秋氏、徳永正和氏、難波厚房氏、松井鉄男氏、藤川千博氏、長谷川秀行氏、井上良宣氏、福永秀春氏、梶田清紀氏、半田和

之氏、青田義人氏、城谷明夫氏、前田泰良氏、岡和弘氏、藤本正和氏、高瀬政見氏、以上１８人を推薦しています。いずれの方も識見を兼ね備えた適任者でありますので、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 議案第 3 号 中播北部行政事務組合への加入について

議 長 日程第 6、議案第 3 号、中播北部行政事務組合への加入についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第 3 号について、ご説明申し上げます。

次期ごみ処理施設の建設につきましては、福崎町、市川町、神河町と協議を重ねてまいりましたが、施設建設の候補地が決定しましたので、令和 3 年 7 月 1 日から中播北部行政事務組合へ加入いたしたく、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

中播北部行政事務組合規約（案）をご覧ください。

第 1 条は、名称を中播北部行政事務組合と規定しております。

第 2 条、組織に福崎町が加わります。

第 3 条、共同処理する事務、第 1 項第 3 号に一般廃棄物処理施設の建設に関する事務が追加されます。こちらに福崎町が該当いたします。

第 4 条は、事務所の位置。

第 5 条は、議会の組織及び議員の選挙の方法で、組合議会の議員定数は 9 人で各町の定数は 3 人となっております。

第 6 条は、補欠選挙。

第 7 条は、組合議員の任期を規定しております。

第 7 条の 2 は、特別議決の規定でありまして、組合の議会の議決すべき事件のうち、関係町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決するとなっております。

第 8 条は、執行機関の組織。

第 9 条は、管理者、副管理者及び会計管理者。

第 10 条は、執行機関の任期。

第 11 条は、職員。

第 12 条は、監査委員。

第 13 条は、経費の支弁の方法。

第 14 条は、納期が規定されております。

附則として、この規約は、令和 3 年 7 月 1 日から施行するとなっております。

別表として、本組合における各町の負担割合が規定されております。区分で、組合の管理運営に要する経費は、組合議会や監査に要する経費となります。負担割合は、均等割が 30%、人口割が 70%で、人口割に用います人口につきましては、前年末住民基本台帳人口となります。

区分の第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事務に要する経費、こちらがごみ処理施設建設に係る費用ですが、負担割合は人口割で、用います人口は、令和 2 年 12 月 31 日の住民基本台帳人口となります。

議案第 3 号資料には、この組合の概要について添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 7 議案第 4 号 福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 5 号 行政手続に関する押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について

議 長 日程第 7、議案第 4 号、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、及び日程第 8、議案第 5 号、行政手続に関する押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例についての両議案を一括議題といたします。両案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第 4 号、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

近年、地方公共団体の長やその他の職員に対する高額で過酷な賠償責任を認める住民訴訟の判決が度々出されるようになっていきます。現行の法制度上、住民訴訟の対象となる町長、その他の職員の損害賠償責任は、軽過失しかない場合であっても相当因果関係のある損害の全額について追及されることになってしまいます。このことは、様々な施策を進めていく中で、柔軟な職務執行を萎縮させるといった指摘も、最高裁判決における各裁判官の補足意見においてもなされています。

一方、議会には、地方自治法や同法施行令、または今回提案のような町条例に特別な定めがなくても、議決により権利を放棄することにより、損害賠償の額を軽減、あるいは免除する権限があります。しかしながら、どの程度軽減するのか、あるいは全額免除するのかの加減は議会に決定責任が残ります。実際に、首長への損害賠償を免除する議決をした議会に対し、議決の違法性と放棄の無効を訴える住民訴訟などに発展する例も幾つかあります。

このような背景の中、令和 2 年 4 月 1 日施行された改正地方自治法、同法施行令に具体的な免責の内容が規定されたのを受け、多くの自治体が条例制定を始めています。本町もこの例に乗り、今回、条例制定の議案を提出するものです。

第 2 条で免除できる額を定めています。基準給与年額に、第 1 号の町長では、6 を乗じて得た額を超える額を免除することができます。第 2 号の副町長、教育長などでは、4 を乗じて得た額を超える額を、第 3 号の公平委員会の委員、農業委員会の委員などでは、2 を乗じて得た額を超える額を、それ以外の一般職の職員などは 1 を乗じて得た額を超える額を、それぞれ免除することができます。

ただし、その職務を行うについて、善意で重大な過失がない場合に限られます。

なお、地方自治法の定めにより、議会はこの条例の制定・改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされています。

以上、議案第 4 号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

続いて、議案第 5 号、行政手続に関する押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

国や県が進める書面規制、押印、対面規制の見直しに基づき、行政手続における町民の負担を軽減し、町民の利便性を図ることを目的に、提出文書への押印見直しを進めています。

議案第 5 号資料の 1 ページをお開きください。

昨年 10 月末頃から、福崎町の各課、各施設に提出される書面で押印を求めているものを全て洗い出し、その一つ一つについて 1 ページ中段の 2. 改正概要の

①基本方針にお示しするように、３種類に分類しました。

１つ目は、法令等により押印が義務づけられているものを除き、押印によらずとも免許証等による本人確認で足りるもの、または、本人確認さえ必要としないものと分類し、既に令和３年１月から可能なものから順次押印を廃止しています。

２つ目は、町の条例や規則で押印を義務づけているもので、その押印の可否を検討の上、押印不要と判断したものと分類し、今回提案の条例のほか、規則や告示、訓令などに規定のあるものを例規の改正をしながら、条例に定めるものは令和３年４月１日から廃止、それ以外のものは運用で令和３年１月から可能なものから順次廃止しています。

３つ目は、国・県の法令で押印を義務づけているものと分類し、これらは町で勝手に押印をなくすこともできないので、その動向を注視しながら、その都度押印廃止していきます。

今回の整備条例では、資料１ページの下半分、②関係条例の表に上げる５条例を改正します。通常、行政手続に係る書面の様式やその手続の仕方は、あまり条例の中で規定することはなく、下位の法令に当たる規則や告示、訓令で定めますので、改正が必要な条例数はそれほど多くはありません。

①は、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例で、申請様式を削除し、規則において改めて規定すると同時に押印欄をなくします。

②と⑤は、町長部局、教育委員会部局の職員の服務の宣誓に関する条例で、いずれも署名、押印を求めているものの押印の規定をなくしています。

③は、固定資産評価審査委員会条例で、申出者作成書類や事務局作成書類への押印の規定をなくします。

④は、福崎町火入れに関する条例で、この条例の内容が事務手続の方法や様式の規定ばかりであり、規則での規定としている団体も多いですので、今回の押印見直しを機に条例を廃止し、そのまま規則に格下げて制定すると同時に、押印の規定をなくします。

いずれの規定も令和３年４月１日に施行します。

資料２ページから７ページまでに新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上、議案第５号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長　なお、議案第４号、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法第２４３条の２第２項により、「議会は本件条例制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴く」こととなっていますので、監査委員の意見の提出を求めます。

説明の途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は１０時４５分といたします。

◇

休憩　午前１０時２７分

再開　午前１０時４３分

◇

議長　会議を再開いたします。

日程第　　９　議案第６号　福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長　日程第９、議案第６号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第 6 号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 6 号資料 1 ページをご覧ください。

今回の改正は、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しに伴い、基礎控除額の変更に加え、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が 2 人以上いる世帯は、令和 3 年度からの国民健康保険税の法定軽減に該当しにくくなることから、軽減判定基準の見直しを行うため、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正します。

左側中ほどの軽減判定所得の表、改正前をご覧ください。

国民健康保険税は、低所得者に対し、世帯の所得と被保険者数に応じて、均等割、平等割の 7 割、5 割、2 割軽減がありますが、給与所得控除や公的年金控除額が 10 万円引き下げられることにより、所得が 10 万円上がることで、収入が上がっていないにもかかわらず軽減が受けられない、または軽減額が下がってしまうなど、意図せざる影響や不利益が生じることが想定されます。

改正後をご覧ください。

そのような影響や不利益が発生しないよう、軽減判定基準額である基礎控除額を 33 万円から 43 万円に引き上げ、また一定の給与所得者等が 2 人以上いる世帯は、基準額に給与所得者等の数から 1 を引いた数に 10 万円を掛けた数を加算します。このことで、収入額に変化がない場合同様の軽減が受けられるよう措置し、給与所得や年金所得の世帯については、所得額に応じて不利益が生じないこととなります。

なお、自営業等の世帯については、所得控除の 10 万円減額が生じないため、国民健康保険の基礎控除相当分の基準額が 10 万円引き上げられるメリットのみ受ける形になります。

右側をご覧ください。

モデルケースとしまして、事例を三つお示ししておりますので、ご参照ください。また、資料 2 ページ以降には、新旧対照表をお示ししておりますので、審議の参考としてください。

なお、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。ただし、改正後の規定は令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年分までの国民健康保険税については従前の例によるものとします。

以上で、議案第 6 号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 10 議案第 7 号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 8 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整備に関する条例について

議 長 日程第 10、議案第 7 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について及び、日程第 11、議案第 8 号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整備に関する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 7 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画期間の令和3年度から令和5年度までの65歳以上の第1号被保険者の保険料に関する改正と、一部の所得段階の所得額の改正を行うものです。

議案第7号資料1ページから6ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料の2ページをご覧ください。

左の欄は、第8期保険料に係る保険給付費の推計です。保険給付費は、厚生労働省の指示で第7期の実績と伸び率を用いた見える化システムを使用し、3年間の要介護認定者数の増加や制度改正などを勘案し、算定しました。令和3年度は、対前年度比101.8%、令和4年度は102.6%、令和5年度は101.6%を見込み、3年間の給付費総額は48億7,370万円、下の表、地域支援事業費は、2億5,880万円を見込みました。

右の欄は、保険料収納必要額の算定です。表の①標準給付費見込額と②の地域支援事業費の合計に③で負担率23%を乗じ、調整交付金の5%の差額を加え、保険料軽減のため、財政調整基金3,000万円を繰り入れますと、⑧の保険料収納必要額は12億1,420万円になります。

3ページをご覧ください。

先ほどの保険料収納必要額を被保険者数と収納率で割り、⑫月額保険料基準額を6,160円としました。12月の全員協議会では、月額6,100円での説明をさせていただきましたが、その後に介護報酬の引上げが行われることになりましたので、その影響額も加味して、今回提案の保険料を算定いたしました。

次に、資料4ページをご覧ください。

右欄の改正後の表が、令和3年度からの第8期の所得段階別の保険料です。第5段階が標準額で、月額6,160円、年額7万3,900円となり、第7期と比較し6.6%増、年間では4,600円の増となります。

今回の保険料段階における改正点は、第7段階の合計所得金額が200万円未満から210万円未満に、第8段階については、300万円未満から320万円未満に改正されます。第7段階の対象者は793人、第8段階は315人の見込みです。

それでは、条例の改正についてご説明いたします。資料5ページをご覧ください。

第2条第1項の第1号から第10号は、年額の保険料を先ほどの4ページのとおり変更するものです。第3項と第4項は、第7段階、第8段階の判定所得額をそれぞれ210万円未満、320万円未満とするものです。第6項から第8項の改正は、第1段階から第3段階の低所得者保険料軽減による軽減後の年額保険料を変更するものです。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行し、経過措置として改正後の第2条の規定は令和3年度以降の年度分から適用し、令和2年度以前の保険料については、なお従前の例によるものといたします。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案第8号資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、令和3年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたため、この省令を準

用する福崎町の関係する４条例を改正するものです。

改正の内容ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、介護保険事業計画の期間に合わせ、３年に一度、大規模な見直しが行われます。このたび、令和３年度の介護報酬に係る改定が行われることに合わせ、各介護サービスの基準について改正が行われており、居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護予防支援事業について、省令の改正に伴い、事業者に適用する基準を改正します。

関係条例全てに共通する改正項目は、①感染症対策の強化、②業務継続に向けた取組の強化、③ハラスメント対策の強化、④会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用、⑤利用者への説明・同意等に係る見直し、⑥記録の保存等に係る見直し、⑦運営規程等の掲示に係る見直し、⑧高齢者虐待防止の推進です。

議案資料の２ページから６ページまでが、第１条関係の、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例に係る改正になります。

資料７ページから３５ページが、第２条関係の、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例に係る改正になります。

資料３６ページから４７ページが、第３条関係の、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に係る改正になります。

資料４８ページ以降が、第４条関係の、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例に係る改正となります。

なお、この改正条例は、令和３年４月１日から施行します。ただし、虐待の防止に係る研修の実施、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講、栄養管理・口腔衛生の管理については、令和６年３月３１日までの間、経過措置として努力規定となります。

以上で、議案第８号の説明を終わります。両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１２ 議案第９号 福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第１２、議案第９号、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第９号、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案第９号説明資料の１ページをお開きください。

こちらでは、この条例改正の概要並びに改正内容につきまして記載しております。道路法の一部を改正する法律により、歩行者利便増進道路の指定など、道路の安全と効果的な利用のための新しい制度が創設されました。これを受けまして、関係法令の制定とともに、道路構造令が改正され、同令第３１条の交通安全施設に自動運行補助施設が加えられたほか、第４１条といたしまして、歩行者利便増進道路の基準が追加されております。

福崎町におきましては、福崎町町道の構造の技術的基準を定める条例に、道路

構造令の各規定を参酌したほぼ同様の規定を定めており、今回の改正は道路構造令と同様に、交通安全施設に自動運行補助施設を加える改正及び歩行者利便性増進道路の基準を追加する改正を行うとともに、従来の道路構造令第41条が第42条に繰り下げられたために起こりました条ずれに対応する改正を行うものとなっております。

なお、自動運行補助施設でございますが、具体的には電磁誘導線や磁気マーカ一などのことで、GPSの測位制度が低下いたしますトンネルや山間部、また車両センサーがうまく機能しない悪天候時などに安全な自動運行を支え、補助する役割を果たすもので、通常は道路に埋設されるものとなります。

歩行者利便増進道路、通称ほこみちと言うんですが、こちらはにぎわいある道路空間を構築するために、道路の指定制度を創設するものでございまして、この指定された道路では、歩道の中におきまして歩行者が安全・快適に通行、滞留できる空間の整備が可能となります。また、食事施設などの占用が柔軟に認められるといったことにもなってきます。この2月12日には、全国で初めて大阪市の御堂筋や神戸市の三宮中央通り、この近辺では姫路市の手前通りが指定されたところでございます。

議案第9号説明資料の2ページ、3ページには、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、この改正は、公布の日から施行いたします。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

日程第13 議案第10号 福崎町第3次障がい者プランの策定について

日程第14 議案第11号 第8期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

議 長 日程第13、議案第10号、福崎町第3次障がい者プランの策定について及び、日程第14、議案第11号、第8期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第10号、福崎町第3次障がい者プランの策定について、ご説明申し上げます。

障がい者プランは、障害者基本法に基づく福崎町の障がい者福祉施策などを総合的かつ計画的に推進するための基本計画となります。現在の第2次障がい者プランの最終年度は令和3年度となっており、もう1年ありますが、3年ごとに見直しをします個別計画の障がい福祉計画、障がい児福祉計画と開始年を合わせ、施策展開を推進するほうが望ましいため、1年前倒しをし、令和3年度から令和11年度までの9年間の計画期間として、第3次障がい者プランを策定しましたので、福崎町議会基本条例第22条第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

福崎町第3次障がい者プラン（案）をご覧ください。

2ページからの第1章は、計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画の策定体制などを定めています。

10ページをご覧ください。

計画の策定体制ですが、障害者手帳所持者、一般住民、障害福祉サービス事業所、障がい者雇用義務のある企業などにアンケート調査を実施し、また当事者団体との意見交換会も実施しました。計画策定に当たっては、庁内の検討委員会と

住民代表、有識者、当事者団体代表者などで構成した福崎町障害者福祉施策推進協議会を設置し、審議いただき、計画を取りまとめました。

16ページからの第2章では、障がい者を取り巻く現状と課題として、障がい者の現状や障がい者福祉施設の現状を。38ページから55ページでは、アンケート調査結果の概要。56、57ページには、当事者団体との意見交換会の概要を記載しております。

61ページをお願いいたします。

第3章では、計画の基本的な考え方を示しています。計画の基本理念に地域共生社会と自己実現を進め安心して住めるまち福崎を掲げ、下にあります1、生活支援の充実。2、教育の充実と社会参加・交流の促進。3、しごとの支援。4、共生の地域づくりの推進。5、安全安心社会の実現の5つの基本目標を柱として、各施策の展開を図ります。

64、65ページをご覧ください。

先ほどの5つの基本目標に、それぞれ施策の方向性、施策・事業を記載した施策の体系になります。

67ページからは、第4章、施策の展開になります。5つの基本目標ごとに現状及び課題、重点施策、町民の声とともに施策の方向性として、各施策・事業ごとの概要を記載しております。施策の主なものとしまして、72ページをお開きください。

自立促進支援体制の強化として、ひきこもりや8050問題について、県や関係機関と協力し、対策に取り組むとしております。

78ページをご覧ください。

児童発達支援、放課後等デイサービスの充実として、児童発達支援センターについては、郡域での設置について検討し、放課後等デイサービスについては、サービス事業所の誘致を推進するとしております。

82ページをお開きください。

障がい者就労の促進として、ハローワークや職業自立センター、就労移行支援事業所などと連携し、障がい者雇用の拡大と職場への定着が円滑に行われるよう取り組みます。

87ページをお開きください。

啓発活動・情報提供等の推進として、共生社会の実現については、町民への理解を広めることが大切であるため、福祉教育や福祉体験活動、本年度も実施しました障害者週間などの啓発活動を行います。

94ページ、95ページには、このプラン達成の状況を評価するための評価指標を15項目設けております。また、この障がい者プランの推進に当たりましては、PDCAサイクルにより、こういった指標も活用し、福崎町障害者施策推進協議会において評価、チェックを行い、施策の推進を図ることとしております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号、第8期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、ご説明申し上げます。

この計画は、老人福祉法に基づき、全ての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する高齢者福祉計画と、介護保険法に基づき、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる介護保険事業計画を定めるものです。計画策定に当たり、福崎町議会基本条例第22条第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

介護保険事業は、平成12年に創設されて21年が経過しました。第8期の計

画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を計画期間とします。この計画は、第1章、計画の概要から、第7章の計画推進の体制と連携までの構成としています。主なものを説明いたします。

計画（案）の4ページ、5ページをご覧ください。

国の動向ということで、市町村が第8期介護保険事業計画を策定する際のガイドラインとなる計画の基本指針を示したもので、（1）2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整理から、（7）災害の感染症対策に係る体制整備までの7項目となっております。

次に、7ページをご覧ください。

高齢化率、高齢者数の推移です。令和2年以降は、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口推計結果となっております。高齢化率は令和17年まで横ばいに推移し、その後上昇する見込みです。65歳から75歳未満の高齢者は、令和17年まで減少する見込みですが、75歳以上の高齢者は令和12年まで上昇を続ける見込みとなっております。

11ページから14ページは、第7期3年間の高齢者に関する事業の状況で、各種介護予防事業などを実施しています。

次の15ページから29ページまでは、65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者などを対象に実施しましたアンケート調査からみる現状をお示ししております。

31ページ、32ページをご覧ください。

第7期計画の目標指標に対する評価になります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に実施できない活動もありましたが、第7期の検証を踏まえ、第8期計画の事業を取り組んでいきます。

49ページをご覧ください。

成年後見制度利用の促進では、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加が予想され、成年後見制度の必要性が高まっています。住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害福祉と調整のもと、一体的に成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。

63ページをご覧ください。

生活支援・介護予防サービスの体制整備では、高齢化の進展に伴い、家事援助や見守り、安否確認といった生活支援のニーズが高まっています。そのため、地域住民、ボランティア、NPOなど、多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスが提供できるよう取り組みます。

86ページをご覧ください。

（2）介護給付の適正化では、制度の健全で適正な運営の確保を図るため、兵庫県と連携し、事業者などに指導、監督を行います。②介護給付の適正化の推進は、主要5事業などの適切な実施に取り組み、給付内容の審査に努めます。

90ページをご覧ください。

被保険者数並びに要介護認定者数の見込みです。下の表、要介護認定者数は、令和3年度963人、令和5年度1,005人と見込んでいます。

次の91ページから100ページまでは、令和3年度から3年間の各サービスの利用者数、サービス給付費等の見込みをお示ししております。

次に、101ページをご覧ください。

第8期の介護保険料の算定になります。真ん中の表の⑫月額保険料基準額は6,160円と算出しております。その下の表は、これまでの保険料の推移になります。第7期の保険料と比較しますと380円の増額、6.6%の増となります。

次に、１０２ページをご覧ください。

第７期と同様に、第１段階から第１０段階とします。また、第１段階から第３段階につきましては、１０３ページにありますように消費税増税を原資とした保険料の軽減を引き続き図ることとしております。

以上で、議案第１１号の説明を終わります。両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１５ 議案第１２号 令和２年度福崎町一般会計補正予算（第７号）について

議長 日程第１５、議案第１２号、令和２年度福崎町一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第１２号、令和２年度福崎町一般会計補正予算（第７号）についてご説明申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５，３７０万円を減額し、補正後の予算総額を１０５億８，２２０万円とするものであります。歳入歳出予算の内訳につきましては、第１表にお示しをしております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定しております。

まず、歳入歳出予算の補正の概要につきまして、第１表でご説明申し上げますので、議案の３ページ、４ページをお開きください。

歳出補正の増減の主なものについて、議会費より順にご説明申し上げます。

議会費は、実績見込みにより１，１９１万１，０００円の減額補正としております。主なものは、議場システム更新工事費で、実績によります７８６万１，０００円の減額であります。

次に、総務費ですが、総務管理費で２，６４９万９，０００円の減額補正としております。主なものは、ふるさと応援寄附金額を７，０００万円見込んでいましたが、実績見込みにより１，２００万円減の５，８００万円としたことによる事業費４３０万円の減額と、ふるさと応援基金積立金１，２００万円の減額並びに自治会公共用施設整備事業補助金の実績見込みによります８３０万円の減額であります。

民生費は、３，６８１万６，０００円の減額補正としております。主なものは、社会福祉費では、医療費助成費の実績見込みによります２，６３０万８，０００円の減額、児童福祉費では、これも実績見込みによる児童手当費の１，３３０万円の減額であります。

次に、衛生費は、９，３７７万１，０００円の増額補正としております。主なものは、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業の１億１００万円の増額、清掃費では、中播衛生施設事務組合負担金の３２１万円の減額であります。中播衛生施設事務組合の補正予算及び分担金精算表を議案資料８ページ、９ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

農林水産業費は、４５３万７，０００円の増額補正としております。主なものは、農地費の山崎地区ほ場整備事業の調査設計委託料６５２万円の減額と、ため池整備事業費の１，１００万円の増額であります。

商工費につきましては、３，７８９万７，０００円の増額補正としております。減額の主なものは、中小企業振興資金融資預託金の３，３５６万３，０００円で、増額の主なものは、辻川界限の駐車場用地として基金に保有している土地を一般

会計に買い戻すための土地購入費 4,314 万 6,000 円の計上と、新型コロナウイルス感染症対応支援事業として行うプレミアム付商品券事業の 1,600 万円、小規模事業者応援事業の 1,300 万円の増額であります。

土木費につきましては、3,450 万 1,000 円の減額補正としております。道路橋梁費が実績見込みによる減額と国の補正予算に伴う増額により、1,296 万円の増額、都市計画費は、3,787 万 6,000 円の減額で、主なものは公共下水道事業への繰出金で 2,920 万円と、まちづくり事業費の JR 福崎駅バリアフリー化事業補助金 580 万円の減額であります。7 款の工事等の補正概要は、議案資料 14 ページをご参照ください。

消防費は、826 万 6,000 円の減額補正としております。主なものは、常備消防費の消防事務委託経費で 218 万 1,000 円の減額で、内訳は消防事務委託料で 95 万 2,000 円と消防設備整備費負担金の救助工作車、指揮車の更新実績に合わせた 122 万 9,000 円の減額であります。

議案資料 15 ページに消防事務委託経費の補正資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

消防費のその他、主なものは、非常備消防費の報奨金等で実績見込みに合わせ、222 万 4,000 円の減額と、防災対策費の防災行政無線改修及び戸別受信機整備工事費の 400 万円の減額であります。

教育費につきましては、6,995 万 9,000 円の減額補正としております。主なものは、小学校費の福崎小学校北校舎の長寿命化改良事業の工事監理委託料で 458 万円、工事費で 3,884 万円、合計 4,342 万円の減額と、社会教育費の新型コロナウイルス感染症の影響によりますエルデホール運営費で 1,042 万円の減額及び公民館運営事業、老人大学事業、セミナー事業などの中止による公民館費の 257 万 9,000 円の減額であります。

公債費は、364 万円の減額補正としております。借入金の定期的な利率見直しにより低利となったことにより、長期債元金 76 万円の増額、長期債利子 440 万円の減額としております。

次に、歳入補正の増減の主なものについて、ご説明いたします。

議案の 1 ページ、2 ページをお開きください。

1 款の町税は、4,640 万円の減額補正としております。内訳は、個人住民税の所得割が当初、地方財政対策に合わせ、所得の伸びを 1.9% 見積もっていましたが、0.9% の伸びに。また、譲渡分の所得割が減少したことなどにより、3,660 万円の減額、個人町民税税割が実績見込みにより 200 万円の増額で、合わせて町民税で 3,460 万円の減収と見込んでおります。

固定資産税は、1,750 万円の減額としております。新型コロナウイルス感染症による徴収猶予に加え、収納率の低下を若干見込み、土地は 320 万円の減額、家屋が 230 万円の減額、償却資産は当初見込みより設備投資がされていなかったことも含め、1,200 万円の減収を見込んでおります。

軽自動車税は、環境性能割が 190 万円の減額、種別割が 160 万円の増額で、合計 30 万円の減収を見込んでおります。

町たばこ税は、実績見込みにより 600 万円の増額としております。

2 款の地方譲与税から 9 款の環境性能割交付金は、県の実績見込みなどに合わせ、2,277 万 1,000 円の減収を見込んでおります。

13 款の分担金及び負担金は、1,760 万 3,000 円の減額補正としております。主なものは、養護老人ホームの入所に係る措置費負担金の実績見込みによる 1,343 万円の減額、公立認定こども園負担金の新型コロナウイルス感染

症に係る減免額約210万円を含め、実績見込みで458万円の減額であります。

14款の使用料及び手数料は、460万円の減額補正としております。主なものは、住宅使用料で50万円の減額、高橋ふれあい広場の使用料35万円の減額及びコロナの影響によるエルデホールをはじめとする社会教育施設の使用料300万円の減額であります。

15款の国庫支出金は、3億678万2,000円の増額補正としております。主なものは、国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るワクチン接種対策費国庫負担金7,800万円の増額で、国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,096万7,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,300万円、福崎小学校北校舎の長寿命化改良に係る学校施設環境改善交付金は、配分基礎単価の上昇に加え、特別加算として交付金の額が25%割増しされたことにより1,496万円の増額、三木家住宅展示兼収蔵施設整備事業に係る地方創生拠点整備交付金1,312万5,000円の増額などであります。

16款の県支出金は、歳出各種事業費の補正に伴う財源構成が主な要因で193万3,000円の増額補正としております。主なものとしましては、プレミアム付商品券事業に係る商店街お買物券・ポイントシール事業補助金の780万円の増額とひょうご地域創生交付金事業補助金2,011万9,000円の計上であります。ひょうご地域創生交付金事業につきましては、議案資料5ページに申請事業、交付決定額、予算上の充当額等を取りまとめ、一覧としておりますので、ご参照ください。

17款の財産収入は290万5,000円の増額補正としております。財産運用収入は、財政調整基金の利子の増額で、財産売払い収入は西大貫の町営住宅跡地の一般競争入札における売払い見込み270万円の増額としております。

18款の寄附金は、ふるさと応援寄附金の1,200万円の減額。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金以外の繰入金で、主なものは、三木家住宅展示兼収蔵施設整備事業が地方創生拠点整備交付金の採択を受けたことなどによるふるさと応援基金繰入金の1,300万円の減額であります。

20款の繰越金は、令和元年度の実質収支額1億5,057万7,000円の残余7,298万2,000円を計上しております。

21款の諸収入は、4,006万の減額補正としております。主なものは、中小企業振興資金融資預託金元金収入で、歳出に合わせ、3,356万3,000円を減額、健康診査負担金の191万円の減額とエルデホール入場料の280万円の減額であります。

22款の町債は、2,930万3,000円の減額補正としております。建設事業債が7,390万円の減額を、特例地方債として基準財政収入額の算定において見込んだ収入額より、実際の収入税額等が下回ると見込まれる場合に発行することができる減収補填債を4,459万7,000円計上しております。

この結果、12月補正後予算で財政調整基金から2億5,290万円を取り崩すこととしておりましたが、取崩しをやめ、生じる剰余見込額380万円を基金に積み立てる補正予算としております。

事項別明細書による説明の前に、議案資料にてご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

1ページから2ページにかけまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を取りまとめ、一覧としておるものであります。事業名とその概要、予算の区分、総事業費は事業が終了したものは実際の事業費、実施中のもの

は実績見込みによる予算計上額、これから実施するものは3月補正における計上額を記載しております。また、その財源、予算における交付金の充当額と、国への臨時交付金申請額を記載しております。

2 ページをお開きください。

該当事業は、今のところ全部で35事業で、総事業費5億792万4,000円で、国庫補助、県補助を除いた一般財源は4億3,109万8,000円となっております。このうち、第1次、第2次、第3次に国庫の補助裏分も含め、4億536万2,000円が交付限度額となっております。12月補正後の交付金計上額2億5,439万5,000円を差し引いた1億5,096万7,000円をこのたび第7号補正で計上しているところであります。

3次の交付申請は、令和2年度中に実施する事業が対象でありまして、ナンバー29までの3億7,346万4,000円を申請しております。第7号補正における事業費は、3月補正対応分として最下段にお示ししております。

次は、3 ページをお開きください。

この一覧は、この第7号補正に係る新型コロナウイルス感染症対策等により、減額補正を行った事業等の一覧で、総額は最下段になりますが3,444万6,000円を計上しております。これまでの感染症対策等による減額と合わせますと約9,000万円となります。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

3月補正につきましては、実績並びに実績見込みによる減額補正が主な要因であるもの、また補正の概要にてご説明した内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上が、歳入歳出決算の補正内容であります。

次は議案にお戻りください。第2条は繰越明許費でございますが、議案の5 ページ、6 ページをお開きください。

歳出でご説明しました総務費の新生児世帯応援給付金事業で1,500万円、民生費の保育対策総合支援事業で290万円、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業で1億100万円、商工費のプレミアム付商品券事業など三つの事業で4,250万円、土木費の道路改修事業で4,100万円、橋梁補修事業(補助事業)で3,300万円、消防費の防災行政無線改修及び戸別受信機整備事業で6,000万円、教育費で小学校施設長寿命化改良事業など三つの事業で1億4,870万円、計12事業で合計4億4,410万円を翌年度へ繰越しする予定あります。

議案の第3条、債務負担行為の変更につきましては、議案の7ページの第3表、債務負担行為補正をご覧ください。

令和2年度9月の第5号補正にて、追加で債務負担行為の補正をしました福崎町文珠荘指定管理事業について、翌年度からの事業計画へと変更したため、本債務負担行為を廃止するものであります。

次に、議案の第4条、地方債の補正につきましては議案の8ページから11ページに計上しております。利率、償還の方法はそれぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第12号、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第7号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 令和 2 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議 長 日程 1 6、議案第 1 3 号、令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてから、日程第 1 8、議案第 1 5 号、令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてまでの 3 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 1 3 号、令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 8 5 0 万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ 2 1 億 2, 9 8 0 万円とするものです。

議案第 1 3 号資料 1 ページから 5 ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料 4 ページをお開き願います。保険給付費月別状況です。それぞれ月の途中に太線を入れておりますが、太線までは実績値、その下については見込み値となっております。

左の欄の全被保険者数は、4 月 3, 7 7 4 人、1 月は 3, 7 3 9 人と 3 5 人減少しています。歳出の大部分を占める療養給付費は、コロナの影響でほとんどの月で前年よりマイナスとなっておりますが、7 月に高額診療があったこともあり、1 2 月までの実績は前年度より約 7 % 伸びております。1 月、2 月分につきましては、前年度の 1 人当たりの医療費に伸び率 5. 5 % を乗じて算出しております。

療養給付費の見込みは、1 2 億 7, 6 6 3 万円です。1 2 月議会で増額補正をしました予算現額 1 2 億 7, 7 4 0 万円に 1, 9 6 0 万円を加え、最終予算額を 1 2 億 9, 7 0 0 万円と見込んでおります。こちらの療養給付費ですが、表の下に米印で記載しております最後の 2 月診療分については概算で請求されるため、予算額は先ほどの表の見込額に 2, 0 0 0 万円を加えた額が必要になりますので、1 2 億 9, 7 0 0 万円を補正後予算額としております。

高額療養費は補正後予算額 2 億 1 0 0 万円で、予算現額 1 億 8, 9 8 0 万円に、1, 1 2 0 万円を加えます。右側の療養費では、補正後予算額 1, 0 0 0 万円で、2 0 0 万円の減額です。医療付加金は補正後予算額 2 6 0 万円を見込み、3 0 万円の増額です。

資料 2 ページをお開き願います。歳出の勘定表になります。3 月補正額（案）の列をご覧ください。

まず、保険給付費ですが、給付の状況については先ほど報告させていただいたとおりです。合計金額は、予算現額 1 4 億 9, 4 0 0 万円に対し、最終予算額 1 5 億 2, 3 2 0 万円となり、2, 9 2 0 万円の増額を見込んでおります。対前年度決算比 1 0. 4 % 増の見込みです。歳出合計は、補正後 2 1 億 2, 9 8 0 万円で、対前年度決算比 6. 2 % 増、当初予算比 1 0. 5 % 増を見込んでいます。

資料 1 ページをお開き願います。

歳入では、保険税につきましては、現年度分、滞納繰越分とも増額の見込みで、全体として 3 5 0 万円増額の見込みです。徴収率は、現年度医療分で 9 5. 4 %、介護分で 9 3. 2 % を見込んでいます。国庫支出金につきましては、新型コロナ

ウイルス感染症の影響による保険税減免に係る補助金など453万5,000円の増額です。県支出金につきましては、普通交付金は、保険給付費に対する兵庫県からの交付金になります。先ほど説明させていただいた療養給付費の伸びにより、総額で15億2,020万円となり、2,880万円の増額を見込んでおります。繰入金については、全体で予算現額1億8,244万円に対し、補正後予算額は1億7,005万円となり、1,239万円の減額です。歳入合計は、21億2,980万円の見込みとなっております。

議案書に戻っていただきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号、令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,280万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ2億9,610万円とするものです。

補正の内容は、保険料の実績見込みによる増額などになります。

議案第14号資料にお示しをしておりますので、ご参照ください。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ240万円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ17億2,370万円とするものです。

議案第15号資料1ページから4ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

今回の歳出の補正につきましては、保険給付費の増減はなく、地域支援事業の減額によるものとなっております。

それでは、議案書の事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第15号の説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第19 議案第16号 令和2年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について

議長 日程第19、議案第16号、令和2年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第16号、令和2年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益を1億1,671万2,000円減額し、10億3,063万9,000円に、支出、下水道事業費用は1億3,216万1,000円減額し、10億1,254万円とします。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額を4億5,721万8,000円に改め、その補填額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,517万円、過年度分損益勘定留保資金4,063万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億8,411万8,000円及び、過年度未処分利益剰余金729万4,000円に改めます。そして、下段の表、資本的収入は1億3,753万6,000円増額し、7億4,263万6,000円、次のページ、資本的支出は1億4,803万9,000円増額し、11億9,985万4,000円とします。

補正予算第4条は、企業債の限度額を6,960万円増額し、2億9,120万円に改めます。

補正予算第5条は、一般会計からの補助金の額で、3,540万円を3,680万円に改めるものでございます。

補正予算第6条は、利益剰余金の処分額を576万6,000円から729万4,000円に改めます。

次のページの下水補1、2ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第16号資料で説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出で、支出から説明いたします。資料2ページをご覧ください。

この資料は、各目・節ごとの補正予定額と、その右には公共、農集、個別のセグメントごとの内訳をお示ししております。営業費用では、処理場費の光熱水費、委託料及び修繕費は実績見込みにより減額、業務費は受益者負担金システムの入替えを行わなかったことによる減額、総係費はコロナの影響による研修費の減額、減価償却費は前年度の資産登録費が予定より増加したことによる増額、資産減耗費は工業団地の旧污水管閉塞工事において、償却期間を多く残した企業団地側の閉塞工事を行わなかったことによる減額でございます。営業外費用は利率の見直しによる企業債利息の減額や消費税納付金の増額によるもので、下水道事業費用全体では1億3,216万1,000円を減額いたします。

資料1ページにお戻りください。

収入の下水道事業収益の営業収益では、下水道使用料を実績見込みにより増額、他会計負担金では一般会計からの負担金を減額、営業外収益は一般会計からの繰入れで、繰り出し基準に基づく負担金を減額、それ以外の経費に対する補助金を増額いたします。そのほか資産減耗費の減による長期前受金戻入の減額、消費税の還付金は増額し、下水道事業収益全体では1億1,671万2,000円を減額いたします。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出は収入からご説明いたします。工事量の増加によりまして、企業債の下水道事業債を6,960万円増額、国庫補助金は国からの追加割当てにより7,000万円を増額、受益者負担金については実績見込みで減額し、資本的収入全体では1億3,753万6,000円を増額いたします。

次の4ページは支出でございます。建設改良費では雨水整備工事並びに浄化センターの膜カートリッジ交換工事を進めるべく、工事請負費をそれぞれ増額いた

します。固定資産購入費は、情報系パソコンの購入を1台減とし、企業債の償還金は、利率見直しの影響で元金の償還額が増加、資本的支出全体では1億4,803万9,000円を増額いたします。これらの結果で一般会計からの繰入総額は3億9,990万円となり、2,920万円の減額となります。

議案にお戻りください。その他の説明書としまして、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、下水補4ページから6ページには令和2年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第20 議案第17号 令和3年度福崎町一般会計予算について

議長 日程第20、議案第17号、令和3年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第17号、令和3年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算の議案に係る説明書としまして、別冊の一番上に予算の概要等の24ページまでの資料と、各会計の事項別明細書、給与費明細書、地方債に関する調書及び実施計画書などを取りまとめ、予算に関する説明書としております。また、議案の後ろに各予算の説明資料をおつけしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは議案をお開きください。

第1条は歳入歳出予算であります。総額を82億6,300万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページ、2ページの歳入、3ページ、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の一番前に添付しております予算に関する概要書の3ページをお開きください。一般会計の予算総額は82億6,300万円で、令和2年度当初予算に比べ、1,700万円、率にして0.2%の減としております。

概要書の5ページをお開きください。一般会計の歳入内訳であります。1款、町税は30億6,990万円で、令和2年度予算に比べ2億2,250万円、率にして6.8%の減収と見込んでおります。

内訳としましては、町民税では新型コロナウイルス感染症の影響などにより、個人で8,170万円、率にして8.6%減の8億6,710万円、法人では税率変更に伴う影響も含め、6,930万円、率にして25.8%減の1億9,930万円を見込んでおります。固定資産税では7,400万円、率にして4.0%減の17億8,940万円を見込んでおります。

7,400万円減の内訳としましては、令和3年度課税分で8,600万円の減収、滞納繰越分で1,200万円の増収を見込んでおり、令和3年度現年度課税分8,600万円の内訳としましては、土地は地価の下落や税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な負担調整措置などにより、300万円の減、家屋は評価替年度の経年減価等に加え、令和3年度に限る中小事業者等への固定資産税の軽減措置額1,750万円を見込み、4,320万円の減、償却では軽減措置額4,600万円と見込み、3,980万円の減としております。

令和2年度の徴収猶予の特例に係る額、町民税の個人で約90万円、法人で約110万円、固定資産税で約1,420万円につきましては、それぞれの歳入の

節区分、滞納繰越分に含めて計上しております。

議案資料の５ページに税の当初予算前年度、令和２年度との比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

２款、地方譲与税は地方財政対策の伸び率を参考に、７，４４２万９，０００円を見込み、令和２年度に比べ５７７万１，０００円の減収、３款、利子割交付金から９款、環境性能割交付金までの市町交付金は、県からの予算等見込額を参考に、５億７，９３０万円を見込み、令和２年度予算に比べ１，２４０万円の増収としております。１０款、地方特例交付金につきましては、８，８２０万円を見込み、令和２年度予算に比べ６，６５０万円の増収としております。

増収の要因ですが、固定資産税の家屋、償却資産のところでご説明しました中小事業者等への固定資産税の軽減措置額、家屋で１，７５０万円、償却で４，６００万円、合わせて６，３５０万円の減収につきましては、国費により全額補填されるため、同額を新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金として計上しております。

１１款、地方交付税の普通交付税につきましては、基準財政収入額は、固定資産税の償却資産や法人事業税交付金の増収見込みがあるものの、町民税個人、法人及び固定資産税の家屋の大幅な減収等により、令和２年度算定額に比べ、約９，９２０万円の減少を見込み、基準財政需要額は、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費として、臨時費目として創設された地域デジタル社会推進費の計上や国の推計伸び率により、個別算定経費、包括算定経費を算出し、令和２年度算定額に比べ約１７０万円の減少を見込み、普通交付税と臨時財政対策債の合計で、対令和２年度算定額比８，４１０万円増、令和２年度予算に比べましては１億２，０００万円増の、１５億９，０００万円を計上しております。内訳は、普通交付税１２億円、臨時財政対策債３億９，０００万円であります。

１５款、国庫支出金は、事業量に伴い、３，１３１万３，０００円減の６億８，０２１万４，０００円、１６款、県支出金は、４，６３６万３，０００円増の５億７，６５３万２，０００円を計上しております。２２款、町債は、１億２，２１０万円減の７億１，４９０万円を見込んでおります。

最下段では、１款から１２款と臨時財政対策債を合わせた一般財源を記載しております。令和２年度に比べ２，９３７万１，０００円減少の５５億４８２万９，０００円を見込んでおりますが、歳入歳出見積りの結果、１９款の繰入金の下になりますが、一般財源が不足する額、３億６，６００万円につきましては、財政調整基金から繰り入れ、予算編成を行っており、かつてない大変厳しい予算編成となっております。

歳出につきましても、概要書の７ページに款項別に予算額と令和２年度との増減等の一覧をお示しし、１３ページから２２ページにかけましては、総合計画の６本の柱ごとに総括的に主要事業を取りまとめております。事業名称概要の前に新規事業の表示のほか、福崎町総合戦略に位置づけた事業は「創」で、行政改革の事項につきましては「行」でお示ししておりますので、後ほどお目通しをください。

歳出の概要につきましては、町長の所信表明のとおりであります。

各目の説明に入ります前に、一般職員の配置員数、人件費につきまして総括的にご説明申し上げますので、議案資料１ページをお開きください。この資料では、一般会計の目ごとと、特別会計ごとの配置職員数、それぞれの一般職員の増減理由と総人件費をお示ししております。１行目の一般会計に属する職員数は、

任期の定めのない職員、いわゆる正規職員は126人、再任用職員2人と、会計年度任用職員・臨時職員で317人の合計444人であります。

2ページをお願いいたします。

下から2行目になります。全会計では、正規職147人、再任用職員4人、会計年度任用職員・臨時職員で336人の合計487人です。正規職員は2人の増、再任用職員は令和2年度と変わらず、会計年度任用職員・臨時職員は2人の減です。全会計で人件費総額では、令和2年度当初予算比較で6,817万5,000円の増の、18億1,997万5,000円です。一般会計における人件費総額は、令和2年度当初予算比較で6,323万5,000円増の、16億2,111万4,000円です。

一般会計における人件費の主な増減内訳は、職員給が1,022万2,000円の増、職員手当が衆議院議員、県知事、町議会議員の選挙事務や会計年度任用職員の実績に合わせた通勤手当を見積もったことなどにより、1,473万6,000円の増、退職手当組合負担金が会計年度任用職員の令和2年度、令和3年度の2か年分の負担金2,909万2,000円の増と特別負担金566万3,000円の増、共済組合の負担金が会計年度任用職員の県共済加入などにより、2,306万1,000円の増、これに合わせ社会保険料の負担金が1,911万7,000円の減などです。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案資料3ページから4ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、事項別明細書107、108ページをお開きください。限られた時間ですとありますので、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただき、主要な事業の取組内容や新規事業の説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長からの冒頭挨拶、各課重点事項と重複する部分も多々ございますが、ご了承ください。議会費から順次説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

歳入歳出についての説明は以上でございます。

次は、議案にお戻りください。

第2条は、地方自治法第214条第1項の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表に計上しておりますので、議案の5ページをお開きください。福崎町文珠荘指定管理事業について、令和4年度から令和5年度の2年間で限度額を2,200万円と設定しております。議案資料14ページに債務負担行為に係る説明資料をおつけしておりますので、ご参照ください。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債について、第3表に計上しておりますので、議案の6ページから8ページをご覧ください。歳入、町債でご説明申し上げました額を、それぞれの目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、議案の第4条ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入れの最高額は15億円と定めています。

第5条は、歳出予算の流用ですが、第1表に定めた各項の予算について、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内においてこれらの経費を流用できることとするものです。

以上、議案第 17 号、令和 3 年度一般会計予算の説明とさせていただきます。
よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

- 日程第 21 議案第 18 号 令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第 22 議案第 19 号 令和 3 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第 23 議案第 20 号 令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第 21、議案第 18 号、令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算
についてから、日程第 23、議案第 20 号、令和 3 年度福崎町介護保険事業特別
会計予算についてまでの 3 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 18 号、令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご
説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 8,570 万円とするものです。

また、第 2 条は、一時借入金の最高額を 8,000 万円と定めるものです。

議案第 18 号資料 1 ページから 6 ページにお示ししておりますので、ご参照く
ださい。

資料 1 ページをご覧ください。

令和 3 年度の予算編成方針です。国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤
をなす制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定
に重要な役割を果たしています。しかしながら、その財政運営は、急速な被保
険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、また、離職者や低所得者
が多いという制度の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。

このような課題に対応し、制度の安定化を図るため、平成 30 年度に大きな制
度改正が行われました。財政基盤を強化するよう国の財政支援が拡充されると
ともに、兵庫県が財政責任主体として事業運営に加わり、町においては、資格
管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やか
な事業を行っています。

令和 3 年度に実施される制度改正は個人所得課税の見直しを踏まえた軽減判定
基準の見直しです。また、保険証と高齢受給者証の一体化や、保険税について
は、単税方式に変更することから、納期を 10 回から 9 回に変更します。

令和 3 年度予算については、医療費の動向、被保険者数の増減、経済情勢等の
状況を勘案しています。被保険者数については減少傾向にあり、3,600 人
と見込んでいます。

歳出においては、その大部分を占める保険給付費について、過去 3 年間にかけ
る給付状況や対前年度伸び率等を勘案し、県の推計金額をもとに計上していま
す。保険給付費一般分について、療養給付費は 11 億 9,500 万円、対前年度
当初予算比 4.4% 増、療養費 1,100 万円、対前年度当初予算比 8.
3% 減、高額療養費 1 億 6,710 万円、対前年度当初予算比 4.5% 増を見
込んでいます。

国民健康保険事業費納付金については、医療分、後期高齢支援金分、介護納付
金分に区分して、県から示された金額を計上しています。

保健事業費については、第 3 期福崎町特定健康診査等実施計画に基づき、特定
健康診査・特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病の予防に努
めるとともに、第 2 期福崎町データヘルス計画に沿った効率的な保健事業を実
施します。また、人間ドック・脳検査助成事業、医療費通知、ジェネリック医

薬品差額通知、レセプト点検等により、保健事業の充実と医療費の適正化に努めます。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率を参考に、税負担の増加をできる限り抑えるよう考慮して、税率設定を行います。現年度分については、収納率95.4%、3億3,120万円を見込んでいます。

県支出金については、保険給付費に対する普通交付金の町の各種取組に対する特別交付金として、県の推計金額を参考に計上しています。

また、国保財政調整基金から2,000万円を繰り入れ、税負担の軽減を図ります。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,030万円とするものです。

議案第19号資料1ページから2ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料1ページの当初予算案をご覧ください。この特別会計の歳入は、兵庫県後期広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費をともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与等と保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

資料2ページをお開き願います。後期高齢者医療保険料軽減判定所得の見直しです。国民健康保険事業の令和3年度の主な改正点でご説明しました軽減判定基準額の見直しについて、後期高齢者医療の保険料でも同じように変更となります。7割、5割、2割軽減、それぞれ記載のとおり変更となります。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第19号の説明を終わります。

議長 説明の途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は14時25分といたします。

◇

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時24分

◇

議長 会議を再開いたします。

健康福祉課長 続きまして、議案第20号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,320万円と定めるものです。

議案第20号資料、1ページから5ページにお示しをしておりますので、ご参照ください。

資料1ページをご覧ください。

予算編成方針となります。令和3年度は、第8期事業計画の初年度になります。平成12年4月から介護保険制度が施行され、今年度で22年目を迎え、制度が定着し、サービス給付費も年々増加しています。第7期に引き続き介護予防

対策の推進、サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めていきます。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症に対応する経費を踏まえた介護報酬改定及び介護給付費の増を見込み、第８期介護保険料基準月額を６，１６０円と算出いたしました。令和３年度の予算編成は、第８期事業計画に基づき制度改正を勘案し積算しました。

歳出では、事業計画の被保険者数５，５１６人を見込み、要介護認定者数は９６３人を見込んでいます。サービス給付費は、令和２年度実績見込みから推計し、居宅サービスの増加を見込み１５億８，８８０万円、対前年度当初予算比１．８％増を見込みました。

地域支援事業は、新型コロナウイルス感染症による外出控えや介護予防事業の休止で、高齢者の活動能力の低下が懸念されることから、実態把握を行い活動能力の改善に努めます。また、介護人材不足とフレイル予防を目的とした配食サービスと継続性のある地域活動を推進するため、ふくろう体操やミニデイサービスを統合したコミュニティ・デイサービスをモデル的に実施します。各補助構成枠の上限額以内を設定し、保健師等人件費を合わせて８，３７０万円を見込んでいます。

歳入においては、第１号被保険者保険料、国、県、町による介護給付費負担金、市町の高齢化率及び所得分布状況を勘案して決められる介護給付費調整交付金、第２号被保険者保険料からの支払基金交付金が保険給付費の財源となります。

また、地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業からなる総合事業と、地域包括支援センターの運営、社会保障充実に係る事業からなる総合事業以外の包括的支援事業及び任意事業の交付金が財源となります。歳出に見合うルール分を計上しております。

第１表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で議案第２０号の説明を終わります。３議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- | | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第２４ | 議案第２１号 | 令和３年度福崎町水道事業会計予算について |
| 日程第２５ | 議案第２２号 | 令和３年度福崎町工業用水道事業会計予算について |
| 日程第２６ | 議案第２３号 | 令和３年度福崎町下水道事業会計予算について |
| 日程第２７ | 議案第２４号 | 令和３年度福崎町工業団地造成事業会計予算について |

議 長 日程第２４、議案第２１号、令和３年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第２７、議案第２４号、令和３年度福崎町工業団地造成事業会計予算についてまでの４件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 ４企業会計の令和３年度予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第２１号、令和３年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。第２条、業務の予定量については、給水戸数は８，２００戸で前年度と同数、年間給水量は２５２万立方メートルで、前年度比２万立方メートルの減、１日平均給水量は６，９００立方メートルで、

前年度比 60 立方メートルの減としています。

主な建設改良事業は、工業団地に向かって配水しております西谷地区の老朽管を新たに更新する予定としております。また、工業団地配水池及びその加圧ポンプ所から福田水源地までを結んでおります監視制御装置が老朽化しているため、更新工事を行います。そのほか、令和 2 年度に実施しました東部工業団地配水池送水管更新跡の本復旧工事も行います。

議案第 21 号資料 9 ページには位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が 4 億 3,420 万円で、前年度比 1.3% の減、支出の水道事業費用は 4 億 2,710 万円で、前年度比 2.5% の増としています。

2 ページです。第 4 条の資本的収入及び支出は、資本的収入は 3 億 2,290 万円、資本的支出は 1 億 2,500 万円としています。前年度に比べて収入が大きく増え、支出が減となった要因としましては、工業団地造成事業会計からの返還金 3 億 1,000 万円の計上によるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額はございません。

第 5 条は一時借入金の限度額、第 6 条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第 8 条は他会計からの補助金、第 9 条は棚卸資産購入限度額について、それぞれ記載のとおり定めるものです。

次に、予算の内容につきまして説明いたします。予算に関する説明書をご覧ください。

全会計のうち、後ろ 4 会計が企業会計となっております。水道事業会計の 1、2 ページをお開きください。こちらが実施計画となります。この明細を 17 ページ以降に記載していますので、そちらで説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18 ページをご覧ください。支出は、営業費用が 4 億 385 万 3,000 円で、原水及び浄水費では前年度に比べ、職員の人件費や修繕費、動力費が削減されております。

19 ページ、配水及び給水費では、委託料で水道施設台帳を策定することとしたため、その経費やメータ替えの件数が増えたことによる修繕費の増などを見込んでおります。

20 ページは、事務処理に要する経費であります総係費、そのほか減価償却費、資産減耗費を計上しています。

21 ページの営業外費用 2,184 万 7,000 円は支払利息、漏水還付金、消費税納付金でありまして、前年度と比べ建設改良工事が減ったことにより、消費税の納付金が大きく増額となる予定でございます。

なお、特別損失としまして、福田水源地の訴訟に要する弁護士報酬を 140 万円計上しております。

17 ページにお戻りください。収入は、営業収益が 3 億 3,757 万円、うち水道料金は 3 億 2,674 万 7,000 円で、年間の使用水量が若干減少すると見込まれることから、前年度と比べ 235 万 3,000 円の減としております。営業外収益は 9,662 万円、主なものは、長期前受金戻入が 8,530 万円、水道加入分担金 963 万 5,000 円などでございます。

次に、資本的収入及び支出です。23 ページの支出から説明いたします。建設改良費は、冒頭の業務の予定量に記載している事業などで 8,047 万 9,000 円、企業債償還金は元金の償還 4,452 万 1,000 円を計上しており

ます。

22ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の収入でございます。工事負担金は給水工事の負担金1,098万8,000円、消火栓の設置に係る一般会計からの工事負担金90万円を見込んでいます。また、他会計返還金は工業団地造成事業からの返還金3億1,000万円を計上しております。

なお、議案第21号資料では、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付していますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページは給与費明細書、8ページは令和2年度の予定損益計算書、9ページからは令和2年度末の予定貸借対照表、13ページからは令和3年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、令和3年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。第2条、業務の予定量ですが、給水事業所数は29事業所で、前年度と同数、年間給水量は60万4,000立方メートル、前年度比2,000立方メートルの増、1日平均給水量は1,650立方メートルとしております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が4,670万円で、前年度比0.8%の減、支出の工業用水道事業費用は4,630万円で、前年度比3.6%の増を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出は、2ページになりますが、資本的収入はなく、資本的支出は760万円で、72.7%の増を見込んでいます。

1ページに戻ってください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額760万円につきましては、第4条括弧書きに記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金760万円で補填するものとしております。

2ページです。第5条は一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算の内容につきまして説明いたします。予算に関する説明書の工業用水道事業会計1、2ページをお開きください。実施計画となりますが、説明につきましては、17ページ以降の明細で説明いたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18ページをご覧ください。支出は、営業費用が4,300万3,000円、主なものは、送水及び配水費では、委託料で中播消防署の西側の七種川を横断する水管橋の劣化調査を実施する予定としております。次の19ページでは減価償却費などを計上しています。営業外費用は329万7,000円で、支払利息や消費税納付金などを計上しています。

次に、17ページにお戻りください。収入です。営業収益は3,622万円で、水道料金は前年度と比べ20万円増の3,600万円を見込んでおります。営業外収益は1,048万円で、長期前受金戻入が主な収入となります。

続きまして、20ページの資本的収入及び支出です。収入はありません。支出では、建設改良事業の予定はなく、企業債償還金は元金の償還が338万5,000円増え、760万円となっております。

なお、議案第２２号資料では、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付していますので、ご参照ください。

予算に関するその他の説明資料としましては、３ページが予定キャッシュ・フロー計算書、４ページから６ページが給与費明細書、８ページが令和２年度の予定損益計算書、９ページからは令和２年度末の予定貸借対照表、１３ページからは令和３年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第２２号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２３号、令和３年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

第２条に定めた業務の予定量は、接続件数５，７７０件、前年度比９０件の増、年間総処理水量は２５４万８，９００立方メートルで、前年度比４万１，８００立方メートルの増、１日平均給水量は６，９８０立方メートルで、前年度比１２０立方メートルの増としています。

主な建設改良事業は、ストックマネジメント計画に基づく福崎浄化センター膜カートリッジの更新工事、及び老朽化したマンホールポンプ通報装置の改築工事を実施する予定としております。内水対策としましては、川すそ雨水幹線工事並びに、直谷第２雨水幹線工事の延伸整備などを予定しています。

議案第２３号資料８ページから１０ページに位置図を添付していますので、ご参照ください。

第３条は、収益的収入及び支出です。下水道事業収益は１３億６，２１０万円で、前年度比１８．６％の増、下水道事業費用は１３億４，６１０万円で、前年度比１８．６％の増としております。また、下水道事業基金の取崩しは、減価償却費及び支払利息に充て、受取利息及び他会計補助金を基金に積み立てるため、第３条に補記しています。

第４条は、資本的収入及び支出で、２ページをお願いいたします。資本的収入は６億６，３００万円で、前年度比３．８％の増、資本的支出は１０億８，２８０万円で、前年度比２．６％の増を見込んでおります。

１ページにお戻りください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額４億１，９８０万円は、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，１４７万５，０００円、過年度分損益勘定留保資金６２万円、当年度分損益勘定留保資金３億６，２６１万２，０００円及び繰越利益剰余金３，５０９万３，０００円で補填するものとしています。

２ページです。第５条では、企業債の目的、限度額などで、上段は下水道事業債、下段は資本平準化債について、限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第６条は一時借入金の限度額、第７条は予定支出の各項の経費の金額の流用、３ページの第８条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第９条は他会計からの補助金、第１０条は利益剰余金の処分、第１１条は棚卸資産購入限度額について、それぞれ記載のとおり定めております。

次に、予算の内容につきまして説明いたします。予算に関する説明書の１、２ページが実施計画ですが、説明につきましては、２０ページ以降の明細書で説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の支出から説明いたしますので、２１ページをお開きください。下水道事業費用は、営業費用が１２億２，０４４万８，０００円

で、管渠費、ポンプ場費、処理場費など維持管理に要する費用や、22ページは業務費、総係費などの事務処理費用、23ページは減価償却費と、工業団地の旧污水管閉塞に伴う除却費とその工事費などを資産減耗費として計上しております。

営業外費用は1億2,565万2,000円で、企業債利息や消費税納付金、漏水還付金などを計上しております。

次に、収入です。20ページをお願いいたします。下水道事業収益は、営業収益が4億1,867万9,000円、下水道使用料は、接続件数が順次進んでいることから、前年度当初より1,223万7,000円増の3億9,515万4,000円を見込んでおります。営業外収益は9億4,342万1,000円で、一般会計からの繰入については、総務省繰出基準に基づくものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として、営業収益及び営業外収益でそれぞれ受け入れます。そのほか長期前受金戻入や消費税還付金などを営業外収益で受け入れます。

続きまして、資本的収入及び支出です。支出から説明いたします。25ページをお開きください。

資本的支出です。建設改良費は4億8,892万7,000円で、冒頭、業務の予定量で説明申し上げました各事業などに要する事業費や人件費を管路整備費、管路改良費、雨水の管路整備費及び26ページの処理場改良費として計上しております。また、25ページの1目、管路整備費の工事請負費では、新規ます設置工事のほか、福崎工業団地内にて污水管路の未整備区間がございましたので、補助金を活用して敷設する予定としております。26ページの企業債償還金の予定額は5億9,362万3,000円で、前年度比1,333万3,000円の増となっております。

続いて、収入です。24ページにお戻りください。資本的収入は、建設改良事業に係る企業債や社会資本整備総合交付金の国庫補助金、新規ます設置に伴う各負担金などを計上しております。また、一般会計からの繰入れについては、資本費平準化債を借り入れても、なお不足する額を出資金で受け入れます。

その他の予算に関する説明書につきましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページは令和2年度の予定損益計算書、9ページからは令和2年度末の予定貸借対照表、15ページからは令和3年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

第2条に定めた業務の予定量は、造成面積4万5,000平方メートル、4.5ヘクタールでございます。前年度において工事の入札から工事監理業務までを兵庫県土地開発公社に委託してきました。今年度の業務としましては、造成が完了しました2区画、約3.2ヘクタールを分譲するとともに、隣接いたしますイーストパークに駐車場を新設し、老朽化したトイレを改修する予定としております。

議案第24号資料4ページに、イーストパークの整備計画平面図を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。収入は工業団地造成事業

収益 9 億 1 4 0 万円、支出は工業団地造成事業費用 8 億 8, 7 8 0 万円を計上しています。

第 4 条は、資本的収入及び支出で、収入の予定額はなく、支出は資本的支出 9 億 3, 5 1 0 万円です。内容につきましては後ほどご説明いたします。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 9 億 3, 5 1 0 万円は、当年度損益勘定留保資金で補填いたします。

第 5 条は、一時借入金の限度額について定めています。

次に、予算の内容について説明いたします。予算に関する説明書の 1、2 ページが実施計画になりますが、内容につきましては、1 6 ページ以降の明細書で説明いたします。

まず、収益的収入及び支出です。1 6 ページをお願いいたします。収入につきましては、土地売却収益で 9 億 1 4 0 万円です。これまでの造成事業に要した費用を回収するため、その総費用を収益として見込んでおります。支出につきましては土地売却原価で 8 億 8, 6 7 0 万円、一般管理費で 1 1 0 万円を計上しております。

1 7 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出です。収入につきましては予定額はありません。

1 8 ページは支出です。造成工事費 2, 0 0 0 万円は、先ほど業務の予定量のところで説明申し上げましたイーストパークの整備工事費でございます。また、直接経費 3 8 8 万 9, 0 0 0 円の主なものは、一般会計支出金で、併任職員の人件費負担分 2 7 6 万 8, 0 0 0 円です。建設利息は、企業債の利息と他会計からの借入金利息分を見込んでおります。そのほか企業債の元金償還金 6 億円、他会計長期借入金の元金償還金 3 億 1, 0 0 0 万円を計上しております。

議案第 2 4 号資料では、それぞれの内訳について詳細を記載しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他の説明資料としましては、お戻りいただきまして 3 ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4 ページから 6 ページが給与費明細書、8 ページは令和 2 年度の予定損益計算書、9 ページからは令和 2 年度末の予定貸借対照表、1 3 ページからは令和 3 年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、お目通しください。

以上、議案第 2 4 号の説明とさせていただきます。4 議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第 2 8 議案第 2 5 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議長 日程第 2 8、議案第 2 5 号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第 2 5 号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第 1 0 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案別紙をお願いいたします。町道廃止いたしますのが工業団地 1 0 号線、8 4 5 号線と 8 4 6 号線の 3 路線、一旦廃止を行いまして、新たに認定いたします路線が 3 3 0 号線の 1 路線、新規といたしまして認定する路線につきましては、2 3 6 6 号線と 4 5 2 号線の 2 路線となっております。

それでは、個別にご説明をさせていただきます。

廃止する路線、最初に２級町道工業団地１０号線でございます。路線の位置等につきましては、議案第２５号の説明資料１ページをお願いいたします。

福崎工業団地内の道路でございます、工業団地７号線から分岐された道路となっております。起点は西治字拝尾８６０番６地先から、終点は西治字拝尾８６０番６地先までとなっております。こちらの路線でございますが、工業団地の造成時に設置された道路となっております、大伸化学とウシオライティングに接続する道路でございます。道路東側の用地、こちらにつきましては、大伸化学がウシオライティングより買収し取得されておりましたが、このたび業務の効率化などの観点から、西側用地と一体的に活用したいということで、この間に位置してあります工業団地１０号線の道路用地について、払下げ要望が出されております。

なお、接道いたしますウシオライティングにつきましては、東の前面道路を利用されており、当該道路の活用予定が今後ないため、廃道につきましては、異議がないとの了承を得ております。これらのことから、今回町道認定の廃止を行うものでございます。

次に、３級３３０号線です。位置等につきましては、説明資料の２ページをお願いいたします。八千種地区の県河川でございます平田川の側道、５８２号線から西側、西光寺玉屋線に延びている路線となっております。起点は八千種字平田４７２５番地先から終点は八千種字野林４１１０番１地先までとなっております。

こちらの路線でございますが、平田川に架橋してありました平田橋、こちらが経年劣化等による老朽化のため、通行は危険と判断、地元区との調整によりまして平田橋の撤去工事、こちらは完成しております。そのことによりまして平田橋に係る部分を廃止するに当たりまして、一旦全線を廃止した後、新たに町道西光寺玉屋線から平田川までの区間を３３０号線として認定いたします。

次に、４級町道８４５号線、同じく４級町道８４６号線についてでございます。位置等につきましては、資料の３ページをお願いいたします。

こちらの２路線でございますが、現在兵庫県において実施されております高岡福田地区のほ場整備区域内に認定されている道路となっております。事業の進捗によりまして、道路形態がなくなっておりますので、今回廃止するものでございます。なお、新たな町道の認定についてでございますが、こちらは、事業完了後になると思われそうですが、改良区や地元区との調整を行いながら検討していきたいと思っております。

それでは、各路線についてでございます。まず、８４５号線、起点が高岡字苗代田１５３３番１地先から終点は高岡字狐塚１５８７番地先まで、８４６号線は、起点が高岡字堂ノ上１６１６地先から終点は高岡字狐塚１５９４番地先までとなっております。この２路線について廃止をいたします。

次に、認定する路線でございます。まず、２３６６号線となります。こちらの位置等につきましては、説明資料の４ページをお願いいたします。

当該路線につきましては、新町区におきまして２級町道下河原線と４級町道７８３号線に接道する路線となっております、開発行為によりまして道路の新設がなされた箇所となっております。専用住宅１３区画の開発により新設された道路について、町道認定をするものでございます。

なお、この新設道路部分についてでございますが、令和２年１１月２４日に町職員による完了検査を実施しております。その後、兵庫県による工事完了公告

が12月22日に、この公共用地につきましては、12月23日付で福崎町への所有権移転がなされております。

起点でございます。福崎新字因幡口78番16地先から終点は福崎新字因幡口78番8地先までとなっております。こちらの延長は112.45メートル、幅員は5.0メートルから13.1メートルとなっております。こちらの等級については2級路線となります。

次に、330号線となります。資料については5ページをお願いいたします。先ほど廃止の際に述べましたとおり、橋梁の撤去によりまして区域を縮小するものでございますが、事務の都合上一旦全路線を廃止した後、新たに認定を行うものでございます。

こちらの起点は、町道西光寺玉屋線の合流部となります。八千種字奥畑4113番2地先からとなり、終点は八千種字京田4635番地先までの163.80メートル、幅員につきましては2.6メートルから3.2メートルとなります。実際の延長につきましては15.2メートルの減となっております。なお、既存の町道との接続の関係で先ほどの廃止前とでは、起点と終点を変更させていただいております。こちらの等級は現在と同様の3級となっております。

続きまして、新たに認定する路線、3級の452号線となります。路線の位置につきましては、説明資料の6ページをお願いいたします。

こちらの路線でございますが、6月議会におきまして、廃止の議決をいただきました東部工業団地造成事業区域に係るものでございます。事業の進捗に伴いまして、道路形態が確定してきましたので、今回認定を行おうとするものでございます。

こちらの起点は、町道東部工業団地線に接道しております大貫字カスベロ1034番12地先から終点は町道605号線に接道いたします大貫字下り874番1地先までの626.88メートル、幅員につきましては3.5メートルから6.3メートルとなっております。こちらの等級は3級となっております。

現在は工事中でございまして、供用開始につきましては完了検査を行った後を予定しております。

以上、議案第25号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

日程第29 議案第26号 教育長の任命について

議長 次は、日程第29です。
暫時休憩いたします。



休憩 午後 3時09分
再開 午後 3時09分



議長 会議を再開いたします。

日程第29、議案第26号、教育長の任命についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

町長 議案第26号、教育長の任命について、説明申し上げます。教育長の任命は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。教育委員会は教育長と4名の教育委員で組織されており、

教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育長の任期は3年であります。

議案第26号は、現教育長の高橋渉氏が本年3月31日で任期満了となり、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。

高橋渉氏の住所は、福崎町南田原2162番地3、昭和30年1月21日生まれます。

それでは、高橋渉氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の資料1ページの経歴をご覧ください。最終学歴は昭和52年3月に福岡教育大学教育学部を卒業され、職歴は昭和52年4月に姫路市立夢前中学校教諭を振出しとして、中学校教育に36年間、小学校教育に2年間、心身ともに健全な児童生徒の育成に尽力され、うち教頭6年間、校長6年間は管理職として、学校経営の充実、発展に取り組んでこられました。令和2年4月1日から教育長として豊富な経験と知識を生かし、福崎町の教育の推進に取り組んでいただき、現在に至っています。

高橋氏は、誠実で人望も厚く、教育の専門家としての知識を備えており、教育長として、福崎町教育のさらなる充実、発展に取り組んでいただけるものと確信しております。審議の参考にさせていただくために、議案第26号資料に高橋氏の私の抱負をお示ししていますので、ご参照していただき、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。



休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時13分



議長 会議を再開いたします。

以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。次の定例会2日目は、3月8日月曜日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時13分